

目黒区スポーツ推進計画案について

1 目黒区スポーツ推進計画策定の主な経緯

平成26年10月31日 目黒区スポーツ推進計画懇話会の設置
平成27年 3月 5日 目黒区スポーツ推進計画懇話会の提言「中間まとめ」の公表
区民意見の集約（～平成27年3月27日）
6月 3日 目黒区スポーツ推進計画懇話会の「意見書」提出
12月 3日 政策決定会議で目黒区スポーツ推進計画素案の決定
9日 生活福祉委員会へ目黒区スポーツ推進計画素案の報告
15日 目黒区スポーツ推進計画素案を公表、
パブリックコメント実施（～平成28年1月22日）
平成28年 2月 9日 教育委員会報告
2月17日 政策決定会議で目黒区スポーツ推進計画案の決定

2 目黒区スポーツ推進計画案

計画案は、資料1のとおり

3 素案からの主な変更内容

資料2のとおり

4 素案に対するパブリックコメントの実施結果（詳細は資料3のとおり）

（1）実施期間及び周知方法

ア 実施期間 平成27年12月15日（火）から平成28年1月22日（金）

イ 周知方法

めぐろ区報（12月15日号）、目黒区ホームページ掲載（12月15日）、
区施設等での閲覧

（2）意見提出状況

提出者	個人	団体	議会	合計
件数	3	0	2	5

（3）意見に対する対応区分ごとの件数

対応区分	内 容	件数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画に反映します。	3
2	ご意見の趣旨は、素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	1
3	計画には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	10
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	4
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	4
6	その他	0
合 計		22

5 今後の予定

平成28年 3月 目黒区スポーツ推進計画決定
4月 区報及びホームページ等で目黒区スポーツ推進計画について
区民へ周知

以 上

頁	項目	内容		パブリック 反映
		変更前	変更後	
7	(2) 子どものスポーツ活動 上段	上段 目黒区の子どもの体力の現状としては、区立小中学校にて毎年実施している「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」によると、～	上段 目黒区の子どもの体力の現状としては、区立小中学校にて毎年実施している「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」によると、 <u>小学校と中学校では調査項目が異なるため、小学校と中学校との数値は、単純に比較はできませんが、都との平均値との比較においては、</u> に修正。	○
	(2) 子どものスポーツ活動 中段	中段 文部科学省が公表した、「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査～	中段 文部科学省が公表した、「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（ <u>学校の体育の授業は除く</u> ）」に修正。	○
21	(1) 子どもがスポーツに親しむ機会の充実	<事業番号 4> 生活習慣改善プログラム	事業改変に伴い当面休止とするため削除	
22	運動部の部活動 (小学校の特設クラブを含む。)における外部指導員等に係る支援の実施	<事業番号 7>事業概要 共通の目標をもってスポーツに親しむことで、各人の能力の開花、責任感や仲間とのコミュニケーション能力の向上など児童・生徒の健全育成が期待できる部活動に対し、大会参加経費の負担や外部指導員の充実等による支援を行い、部活動の活性化を図る。	<事業番号 7>事業概要 <u>児童・生徒が自らの適性や興味・関心を伸ばし、体力の向上やスポーツを愛好する心を育む機会となる部活動の一層の活性化のため、教員の指導を補完する外部指導員等の確保と有効活用による質の高い指導の充実を図るとともに、大会参加費等の公費負担による支援を行う。</u> に修正。	

頁	項目	内容		パブリック 反映
		変更前	変更後	
29	(3) スポーツ指導者の発掘と育成	事業名 スポーツ・レクリエーション活動における指導者の育成 事業概要 区民のスポーツ・レクリエーション活動をより効果的・円滑に推進するために、指導者育成事業を実施する。 ①スポーツ推進委員研修会 他自治体視察により、総合型地域スポーツクラブ発展のため、スポーツ推進委員の資質向上を図る。 ②指導者として種目を越え必要な理論・技術を身につけるため指導者養成事業を実施する。 ③公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認の障害者スポーツ指導員の育成を図る。 ④日本赤十字社公認の、水難救助指導者の育成を図る。 計画目標 拡充	事業名 スポーツ・レクリエーション活動における指導者の<u>発掘・育成</u>に修正。 事業概要 区民のスポーツ・レクリエーション活動をより効果的・円滑に推進するために、指導者育成事業を実施する。 ① <u>スポーツ指導者育成事業</u> ・<u>スポーツ推進委員研修会</u> ・<u>指導者養成講習会（スポーツセミナー）</u> ・<u>障がい者スポーツ指導員養成研修（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認）</u> ・<u>水上安全法救助員養成講習会</u> ② <u>スポーツボランティアの発掘と育成</u> <u>区立体育施設などでボランティア活動を促し、活動が定着するよう育成を図る。</u> に修正 計画目標 ①拡充 ②新規（付番と新規を追加）	○
33	(2) 広く区民を対象としたオリンピック・パラリンピック教育の展開	前文 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、小学校・中学校では積極的なオリンピック・パラリンピック教育が展開されます。	前文 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、<u>こども園・幼稚園、小学校、中学校では積極的なオリンピック・パラリンピック教育が展開されます。</u>に修正。	
	オリンピック・パラリンピック教育	〈事業番号 46〉 事業概要 ②2020 年東京大会を踏まえ、児童・生徒がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、進んで平和な社会の実現に貢献することができるよう、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。	〈事業番号 46〉 事業概要 ② 2020 年東京大会を踏まえ、<u>幼児・児童・生徒がスポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善、障害者理解の促進、ボランティア活動など、その果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び、交流することを通して国際理解を深めるよう、年間 35 時間程度を目安に全区立小中学校（園）で、オリンピック・パラリンピック教育を推進する。</u>に修正。	

目黒区スポーツ推進計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメント実施状況

(1) 実施期間 平成27年12月15日(火)から平成28年1月22日(金)

(2) 周知方法 ア めぐろ区報掲載(12月15日号)、目黒区ホームページ掲載(12月15日)

イ 素案閲覧場所 目黒区総合庁舎1階区政情報コーナー、5階スポーツ振興課、各地区サービス事務所(東部地区を除く)、各住区センター、各区立図書館、各社会教育館、福祉施設、老人いこいの家、区立体育館等

2 意見提出状況

提出者	個人	団体	議会	合計
件数	3	0	2	5

3 意見に対する対応区分ごとの件数 ※1つの意見に対して複数の対応区分がある場合があります。

対応区分	内 容	件 数
1	ご意見の趣旨に沿い、計画に反映します。	3
2	ご意見の趣旨は、素案に取り上げており、その趣旨に沿って計画を推進します。	1
3	計画には取り上げませんが、事業運営の中でご意見の趣旨に沿って努力します。	10
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題であると考えます。	4
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	4
6	その他	0
合 計		22

4 意見の内容と検討結果

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
1	個人	区長が 2020 年のオリ・パラに目黒区としてどのように貢献したい意欲がわかりません。 しかし、区民が多数会場に足を運んで競技を見て応援をして共感することが活性化につながることを認識し、何をすべきかを超党派でチームを作り推進するよう提案します。 スタッフには区民の実践者を加えてください。 〔事業番号：47〕	46	3	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催にあたり、区民が共感できる取り組みを、区としてどのように実施していくのかについて、専管組織において全庁内で連携を図りながら検討してまいります。	スポーツ振興課
			47			
2	個人	パラリンピックは 9 月開催につき、小中学校の授業の一環として競技場で応援をするのがふさわしいと考えます。そのためには出来るだけ多くの教職員が「障害者スポーツ指導員」の資格を取得し至近の駒沢公園で毎年開催されている「東京都障害者スポーツ大会」のボランティアとして参加するとよいでしょう。 〔事業番号：33, 42, 43〕	32 41 42	3	平成 27 年 12 月に公表された「東京のオリンピック・パラリンピック教育を考える有識者会議の最終提言」では、「障害の有無にかかわらず、全ての人々が、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていく力を身に付けることは、真の「共生社会」を実現する上で非常に重要である。このため、障害者理解の学習、障害者スポーツの体験や障害者との交流など障害者理解を進める教育を一層充実させ、多様性を尊重し、障害を理解する心のバリアフリーを子どもたちに浸透させることが必要である。また、子どもたちが、パラリンピアン活躍を自らの目で観たり、選手から直接、話を聞いたりすることにより、自己実現へ向けて努力する喜びや、困難に立ち向かう意欲等を学ぶことも大変意義あることである。」と示されました。この提言を踏まえ、貴重なご意見として、今後のオリンピック・パラリンピック教育の推進に向けて検討してまいります	教育指導課
			33 42 43			

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
3	個人	23 区の中には障害者、健常者がともに楽しめるスポーツイベントを開催している区もあります。 何故に目黒区は障がい者スポーツ指導員講習を毎年開催しているか理解できません。取得しても何も呼びかけられたことはありませんので。 この指導員たちを活用して区民センター、八雲体育館、等でイベントを開催したら如何でしょうか？ 碑文谷体育館はバリアフリーになっていませんのでふさわしくありません。〔事業番号：23, 33, 47〕	22 32 46 23 33 47	1	区では、障害がある方のスポーツ・レクリエーション活動が安全で楽しく、効果的に行われるようにするために、障害者スポーツ指導者として必要な知識・理論・実技を身につけていただき、障害者スポーツ振興に寄与することを目的として障がい者スポーツ指導員講習を実施しております。現在、ご意見のとおり区として障害者が健常者とともに楽しめるイベントを開催しておりますが、このイベントについて、有資格者の活用は行っておりません。ご意見を踏まえて今後は、地域のスポーツ事業や活動にご参加いただけるよう検討してまいります。 また、碑文谷体育館のバリアフリーにつきましては、施設整備の一環として検討し対応いたします。	スポーツ振興課
4	個人	いずれも、事業主体は一本化して運営するべく区役所の組織も「オリ・パラ事務局」の新設を提案します。 (※No.1・2・3の全体を通じての意見)		3	全庁的に連携を図りながら検討してまいります。	スポーツ振興課
5	個人	P7 子どものスポーツ活動は、子どもの頃は多くの種目を体験した方が良いことを含め、大変大切なことは、多くの区民も十分承知していると思います。しかし、現実的には、塾(教科学習)やピアノ等のお稽古ごとで、時間不足のようです。下校後の生活がそのような時間に費やさねば、仲間はずれになると聞いたことがあります。親の子どもへの期待は如何なものでしょうか。 子どもの教育とスポーツについて行政で、横のつながりをもっと密にし、計画倒れにならないことを望みます。		4	ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの教育に関する部局と連携を図り、子どもへのスポーツ機会の推進を進めてまいります。	スポーツ振興課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
6	個人	P10 (4) P13 (4) 10 年以上に亘り五本木小学校 (中央地区プール) プールで、毎週 1 回 (月 4 回) 障害者の水泳教室? (ふれあいダッシュ) を無償ボランティアで行っていることをご存知でしょうか。(スポーツ振興課ふれあい教室のアフタケアとして発足) 指導者も高齢化してきています。又、親や家族も高齢者で介護を必要とするようになってきました。毎回の指導中には、ストレスもたまることもありましょう。本来は、区でこのような事業を行っても良い内容です。 謝金を渡すことができないなら、少なくとも、区政功労でもだしていただけないか 4~5 年前に区長に話したことがあります。「該当項目がないので、私が激励に行く」とおっしゃったり、プールにおいでになり、保護者に激励していました。 スポーツ振興課のお計らいで、指導者の利用料は無料にいただいておりますが、他にも人知れず、障害者のために協力してくださっている区民は、多々おいでになるのではないのでしょうか。 又、「障がい者スポーツ指導員養成講習会」の受講者は、資格を取ってどのように活動しているのでしょうか? 謝金をいただける事業には、協力するが無償の場合は、協力できないのでしょうか?		3	区政功労表彰につきましては、条件が異なることから対応できませんが、今後、区の皆様のスポーツ活動への取り組みを紹介するなどの取り組みを検討してまいります。 また、区では、障害がある方のスポーツ・レクリエーション活動が安全で楽しく、効果的に行われるようにするために、障害者スポーツ指導者として必要な知識・理論・実技を身につけていただき、障害者スポーツ振興に寄与することを目的として障がい者スポーツ指導員講習を実施しております。現在、ご意見のとおり区として有資格者の活動については把握しておりません。ご意見を踏まえて今後は、地域のスポーツ事業や活動に参加いただけるよう検討してまいります。	スポーツ振興課
7	個人	P24 高齢者の運動の必要性も認識していますが、多くの事業に参加する顔ぶれは、大体同じような気がします。お茶友と短時間の簡単な動きをその場で、行い、体を動かした後の爽快感を体験するところからはじめたらいかがでしょうか。		3	ご意見を踏まえ、スポーツや運動の取り組みやすさを考慮しながら、高齢者スポーツの普及に取り組んでまいります。	スポーツ振興課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
8	個人	P7 中 児童・生徒の1週間の総運動時間が60分未満であるのが、小学校で13.4%、中学校で21.8%という記述があるが、学校の体育の時間に出席していれば0%であるはずである。目黒区の数値はどうか、0%にならない要因は何かを補足説明できないか。		1	児童・生徒の1週間の総運動時間の項目では、学校の体育の授業をのぞいた調査となっております。この事について補足し修正いたします。	教育指導課
9	個人	P8 上 体力合計点について、目黒区の数値が東京都に比べて高いということを示すばかりでなく、次の3点を補足できないか。 ①標準偏差を加える ②目黒区で特徴的なことは何かの説明 ③小学校6年と中学1年とで数値の差が大きい、これは評価基準が異なるものと思われる。しかし、小6と中1では確かに体力が向上していることの数値的評価が可能であることの補足説明		5	① 東京都は標準偏差を公表しておりません。従いまして、区としても標準偏差を公表することができません。	教育指導課
				2	② 区では東京都との比較において特徴をご説明させていただきますいております。	
				1	③ ご指摘の通り、小学校と中学校では調査項目が異なるため、そこでの比較はできません。この事について補足し修正いたします。	
10	個人	P8 下 各中学校の部活動加入状況の表で、参考として各校の地域のスポーツクラブ加入の人数も加えられないか。		5	平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果では、各学校の地域のスポーツクラブ加入の人数については、公表しておりません。	教育指導課
11	個人	P16 スポーツ環境の現状と課題の中に、 ① 目黒区の各地で行われているラジオ体操会 ② 地域の運動会やスポーツ大会 ③ 住区センターを利用したヨガなどの健康体操 について頻度や参加者層とその運営と課題等を加える。 P28に関連記述がある。		3	ラジオ体操や地域の運動会等は、区民のだれでも気軽に取り組めるスポーツとして、区内各所で自主的に実施されています。区はこれら全ての活動団体を把握しておりませんが、区民を対象にラジオ体操講習会や地区スポーツ大会などを開催していることから、これらの事業の参加者などからのご意見を参考にし、スポーツの普及、健康・体力づくりに努めてまいります。	スポーツ振興課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
12	個人	P18 上 「行うスポーツ」について以下のような補足説明がどこかに挿入できないか。 ① 成人の週1回以上のスポーツ実施率を65%にします。」もう少し細かく設定できないか。例えば、性別、年代別（例20-39、40-59、60-74、75以上）、身体（障害）の状況、実施時間等を勘案した現状値と目標値 ② 週2～3回以上のスポーツ実施率を40%にします。」もう少し細かく、①と同様に設定できないか。 ③ 1年に1度もスポーツを行わなかった人を15%にする。」P9に60代、70代の人の割合（平均27%）がでているが、①のような内容の数値がでないか。		4	本計画においては、国や他自治体等の動向及び目黒区世論調査の結果を踏まえ、区民全体としてスポーツ実施率を設定しております。性別、年代別の現状値は資料2「第44回目黒区世論調査結果（スポーツの実施状況）」（P. 44）に記載しておりますが、目標値等のご提案につきましては、今後、本計画の評価及び再検討の際に参考とさせていただきます。	スポーツ振興課
13	個人	P22 中 学校における体育活動の充実 体育の時間に児童・生徒のだれもが適切な運動量を設定し確保されるよう実施されることを望む。また、毎回の運動について各自が記録をとり、それを振り返り次に活かすような習慣をつくるのが大事だと思う。		3	ご指摘のとおり、子どもの体力を向上させるためには、体育・保健体育の授業における運動量の確保と、児童生徒自身が記録を振り返るなどの自己評価を行い、次の時間のめあてを立てるなど、課題解決学習の習慣が、豊かなスポーツライフの実現に寄与ものと考えております。学校体育の充実により一層努めてまいります。	教育指導課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
14	個人	P35 中 学校開放 幼児や高齢者にもう少し利用機会があるとよい。とくに、保育園児は園庭が狭かったり、なかったりして運動量が不足になりがちである。P8 上の小学校 1 年生の体力合計点が 29 点程度で満足できるのか、もし、その標準偏差が大きいとすれば個人差が大きいことになり、幼児期の運動量とも関係があると思われる。目黒区では幼児期に地域のスポーツクラブに通っている子どもが比較的多いと思われるが、保育園児では通う・通わない、障害のある・なし等でバラつきも大きいのではないかと推察する。それらとの関連、それらと小学校高学年での体力との関連についても補足説明があるとよい。したがって、幼児が土日曜等に学校開放で保護者と一緒に利用できるとか、学校開放の範囲ではないが、学校の行事や公開授業があつて代休が平日にあるときに保育園児が利用できるように、教育委員会と協力して前向きな対応が生まれるとよい。		5	本計画の策定において、子どものスポーツ活動状況に関する調査を行わなかったことから、幼児期の地域スポーツクラブへの参加状況やそれらとの関連についての補足は対応できませんが、ご提案にありました学校が代休となる平日の保育園児利用については、学校施設の所管課である教育委員会とともに、検討してまいります。	スポーツ振興課
15	議会	総合型地域スポーツクラブの設立 スポルテ目黒の活動が全区的に広がるのは望ましい。体育館の指定管理を担うまで成長するよう市民と協働して進めていくべき。〔事業番号：26【重点事業】〕	25	3	総合型地域スポーツクラブの他地区設立に向けては、モデル地区として取り組んでいる特定非営利活動法人スポルテ目黒の活動状況を踏まえて検討してまいります。また、各体育館の指定管理業務を担うにあたっては、各団体の判断となりますが、区民の誰もが参加でき、多様なスポーツニーズに対応できる運営ができるよう、支援してまいります。	スポーツ振興課
			26			

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
16	議会	めぐろ10kmマラソン（仮称）大会の実施 区内の観光と産業の活性化だけでなく地域コミュニティ形成の場とすること。組織委員会には公募委員を入れ市民参加の機会を確保すること。〔事業番号：30【重点事業】〕	29 30	5	めぐろ10kmマラソン（仮称）は、地域コミュニティも含めた地域活力向上を図ることを目的に実施に向けた検討を行っております。 大会組織委員会及び実行委員会の委員には区内で活動される団体も含まれており、幅広く意見を聞きながら実施しております。	スポーツ振興課
17	議会	(1)「日常生活圏域でのスポーツ施設整備計画」の策定を提案します。 ①文部科学省の「スポーツ基本計画」の柱に「スポーツ施設整備計画」をすえて、日常生活圏域の特性と環境に配慮し、住民の活動と交流の拠点となるスポーツ施設を計画的に整備すること。特に学校統廃合によって起きている体育館やグラウンドの減少で、活動拠点が奪われている事態です。子どもの数も増えており安易な学校統廃合で貴重な場を奪うことのないように。 ②東日本大震災で明らかになったように、災害被害を最小限にするためのスポーツ施設の修復・改築を最優先です。各地公共施設の減少を防ぎ、老朽施設の補修と耐震化、バリアフリー化、AEDの設置をはかり、住民の声のとどく管理・運営で施設機能の充実を推進すること。 区民センター体育館の耐震化や老朽化している中央体育館・碑文谷体育館の改築については、オリンピック待ちにせず、計画を作成すること。 砧野球場・サッカー場の管理棟の老朽化は著しく危険な状況です。施設改革方針待ちにせず、直ちに改築すること。 ③スポーツ施設に専門職員を配置し、社会体育指導員・スポーツ推進員・トレーナー・スポーツドクターカウンセラーなどの活動を保障して、クラブの定着と向上をはかるスポーツ活動への支援体制を拡充すること。		4	区では、区内5地区の生活圏を前提として計画的に区立体育館を整備し、AED及び耐震補強は全館対応をしております。また、利用者懇談会を開催するなど区民のご意見を反映した運営に努めるとともに、施設の職員体制では各責任者は障害者へのスポーツ指導に関する講習の受講を義務付けるとともに、有資格者の配置も義務付けております。 施設の老朽化やバリアフリー化への対応は区としても課題としており、区有施設の見直し方針などに基づきながら改善に向けて取り組んでまいります。	スポーツ振興課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
18	議会	(2) 野外スポーツ活動を奨励し、施設について ① 自然環境を守り、ゆたかな自然と共生し親しむ観光と多様な野外スポーツ活動を奨励する施策を盛り込んでください。学校教育で行われている臨海・林間学校なども区施設の廃止などにより機会が減っています。箱根保養所も廃止になり、自然や野外スポーツに参加する機会が減っています。登山、スキー、キャンプなどの活動支援やマリンパーク、山小屋、宿泊施設などの整備をすすめること。 ② 「野外スポーツ活動推進協議会」(例)などを設置し、自然環境保護、安全対策、共生のための民主的なルールづくりなどの施策を推進すること。		4	区では、野外(屋外)スポーツ活動の活動成果を発表する機会や区民相互の交流を促進する機会として、スキー、釣魚、野球、サッカー等の大会を目黒区体育協会と協力し、実施しております。自然と共生し親しむ観光を含めた野外活動のために宿泊施設などの整備を新たに行うことは、区の財政的負担が大きいことから具体化の取り組みは難しいと考えております。なお、区民にとって身近な自然環境や観光資源を活用したスポーツ事業(ウォーキング)や野外活動におけるスポーツ活動に対する安全対策に関する講習会(スポーツセミナー)の開催などを通じて、安全対策やコミュニティづくりに取り組んでまいります。	スポーツ振興課
19	議会	(3) 障害者のスポーツ活動の促進をはかる施策に取り組みます。 ① 障害者のスポーツ参加の拡大と向上をめざし、バリアフリーのスポーツ施設の増改築、障害に配慮した設備・用器具の整備、指導者・ガイド・介添え者の活動支援につとめ、障害者のスポーツ活動の定着を支援すること。 ② 障害者と介添え者などの経済負担を考慮し、スポーツ施設使用料やリフト料金の減免、交通費や用具の運搬費用への割引、用器具のレンタル料や機能補強の機器などの購入負担の軽減などの措置を講じること。		3	① ご意見を踏まえ、障害者の方が気軽にスポーツ施設を利用し参加することができるよう、障害者関連団体のご意見を聞きながら、障害者スポーツの定着に向けた取り組みを行います。 ② 障害者の利用に際しては、介添え者の施設使用料及び駐車場使用料は減免、施設使用料は障害者料金を設定し、通常の使用料から2分の1に減じております。また、27年度には、パラリンピック種目の用具(ボッチャ)を新たに購入し整備するとともに、車椅子バスケットボールの模範演技や指導教室を開催するなど、障害者スポーツの環境整備と区民の理解促進に努めております。個人のスポーツ活動に使用する用具は、個人が所有する場合は経費負担の軽減はできませんが、障害者を含め区民がご利用できるよう、財政状況を鑑みながら、体育施設にスポーツ用具の整備に努めてまいります。	スポーツ振興課

No.	提出者	意見内容	事業番号	区分	対応	所管
			上段 案 下段 素案			
20	議会	(4) 施設利用料について 4年に一度の区の使用料値上げで、個人利用者は利用回数を減らす状況が生まれている。特に高齢者は、年金引き下げの影響もあり利用料値上げに対する負担感は大きい。高齢者の健康維持にとっても適切なスポーツを奨励することが求められています。また、団体によっては、会員数が多くないところでは、値上げで活動回数を減らしたり、個人利用に切り替えるなど弊害が出ている。区民や区内団体が利用しやすいように料金の引き下げをおこなうこと。		3	高齢化が進む中、健康の保持増進を図るためにも高齢者のスポーツ参加を増やしていくことが大切であると考えています。 区施設の使用料につきましては、平成10年の改定以降改定を見送ってきたことで、施設を取り巻く状況の変化により維持管理経費も変動しており、適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保する必要から平成25年に改正しました。 使用料に社会情勢や維持管理経費の変動を定期的に反映させ、適正な額に改定していくことが重要であることから、原則として4年ごとに改定することとし、物価及び維持管理経費の動向の他に、さまざまな社会経済状況をも考慮に入れて総合的に決定することとしています。 また、区民や区民団体が利用しやすいよう、区民団体の使用料を区民団体以外の2分の1に減額するほか、高齢者（65歳以上）及び障害者の一般公開利用についても社会参加の促進の観点から、通常の使用料の2分の1としています。	スポーツ振興課 行革推進課